

## 弊社系列給油所跡地におけるベンゼン等の検出について

1. 今般、弊社(本社:東京都港区虎ノ門二丁目、社長:松下功夫)系列の給油所跡地(所在地:岡山県倉敷市神田2-1-34)において、敷地内の土壌・地下水の汚染状況を自主調査したところ、岡山県条例が定める基準値を上回るベンゼンおよび鉛が検出されましたので、弊社は「岡山県環境への負荷低減に関する条例」第65条1項に基づき、去る7月7日に「土壌又は地下水の汚染に係る届出書」を倉敷市に提出いたしました。
2. 当該物件は、2007年3月に給油所としての営業を廃止し、現在、遊休地として管理されております。
3. 弊社は、当該敷地内15~16地点を調査しましたが、環境基準値を超過した地点はベンゼンおよび鉛ともに1地点で、敷地境界付近では基準値を超過するものはなかったため、汚染範囲は給油所敷地内に限定されているものと考えております。自主調査の結果は次のとおりです。

汚染物質	調査対象	基準値超過地点数 (調査地点総数)	基準値超過測定値	基準値
ベンゼン	土壌	1(15)	0.028mg/L	0.01mg/L
	地下水	1(16)	0.078mg/L	
鉛	土壌	1(15)	0.030mg/L	
	地下水	1(16)	-	

4. 汚染の原因につきましては、次のとおり推定しております。
  - (1) ベンゼンについては、過去(直近では2007年2月)に実施した地下タンクおよび配管の気密検査結果に異状がなかったため、長年にわたるタンクローリーから荷卸しの際等により、マンホールに滞留した油が浸透したものと考えております。
  - (2) 鉛については、土壌の比較的浅い地点のみから限定的に検出されたため、当該給油所を建設する際(1961年)に盛土用として持ち込んだ土壌に由来するものと考えております。
5. 弊社といたしましては、今後、行政当局の指示を仰ぎながら適切な対策を講じてまいる所存です。

以上